

第6回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の概要について

1. 平成28年10月21日（金）14時より、大阪合同庁舎第一号館第一別館2階大会議室において、第6回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会が開催された。

2. 幹事会では、寝屋川北部地下河川について、大深度地下使用法第12条に基づく事前の事業間調整の手続きが開始されたことを受け、協議会構成員への情報共有を図るため、事業概要書の内容の周知等がなされた。主な内容は、以下のとおり。

（1）事前の事業間調整の手続きについて

- 国土交通省都市局都市政策課より、大深度地下使用法に基づく事前の事業間調整の手続きの流れについて説明があり、寝屋川北部地下河川については、10月17日に事業者である大阪府から事業所管大臣である国土交通大臣に事業概要書が送付され、同日から公告・縦覧が行われていること、今後、必要に応じて、事業の共同化、事業区域の調整等の手続が行われることの説明がなされた。

（2）寝屋川北部地下河川の事業概要書について

- 10月21日から事業間調整を開始した寝屋川北部地下河川について、事業者である大阪府（寝屋川水系改修工営所）より、計画概要、事業概要書の内容等について説明がなされた。

（3）その他

- （仮称）淀川左岸線延伸部について、事前の事業間調整手続きの結果報告として、8月26日の事業概要書縦覧期間満了の日までに、事業者から事業区域の調整等の申出がなかったため、手続きを終了した旨、説明がなされた。

以 上